



1. リスクアセスメント、個別支援会議

支援者の意識として一旦、在宅による援助が決まってしまうと、そのケースに関して在宅援助ケースとしての方針に流されてしまい、その後の見立て直しがしにくくなりやすい。家庭や家族の状況と同様、子ども虐待は時々刻々と変化していると認識する必要がある。仮にリスクサインを発見しても、在宅ケースだからと見逃してしまう危険性があるという、支援者側の盲点を意識することが大切である。

複数で担当している場合は経験の浅い職員の意見であっても、リスクを高く見ている意見を尊重することが望ましい。市町村職員など、最も身近で関わっている職員のリスクに関する認識を軽視してはならない。

2. 在宅における援助の留意点

送致・通告受理当初から来所相談等での対応が可能な場合や、援助の経過の中でさまざまな機関の援助を受入れることにより家庭状況の改善が図られ、子どもの安全が確保できると判断された場合には、在宅における援助ケースとする。

在宅指導が採られる事例は、来所面接、家庭訪問等により、保護者の主体性を尊重しながら子ども虐待の理解、子どもとの接し方、養育方法、生活の改善等に関する指導等を継続して行う。こうした在宅指導は通常、継続指導又は児童福祉司指導のいずれかとなる。

(1) 継続指導

児童相談所運営指針では、継続指導は、「複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うもの」とされる。児童福祉司による家庭訪問や通所指導、また場合によって並行して児童心理司が関わり、子どもに対するアセスメントや治療、保護者への助言や指導を行うことが想定されている。

(2) 児童福祉司指導

児童福祉司指導（児童福祉法第27条第1項第2号）は、児童福祉司措置指導とも呼ばれ、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導するとともに、当該措置が採られた場合には、児童虐待防止法第11条第2項に基づき指導を受けなければならないことを周知するものである。通

称「司（つかさ）指導」、法律の条文から「2号指導」などとも呼ばれる。当該指導に従わない場合は、児童虐待防止法第11条第3項により、都道府県知事による勧告を行うことができる。特に、市町村から送致された事案や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例において、活用が期待される。児童福祉司指導中に、必要があると認められる場合は、一時保護や施設入所等の措置を講じる。

なお、令和元年児童虐待防止法改正により、児童福祉司指導等の措置（児童福祉法第27条第1項第2号又は第26条第1項第2号に規定する指導）を行う場合には、当該保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行う努力義務が定められた（児童虐待防止法第11条第1項）。

児童福祉法第28条により、保護者の同意なく施設入所等の措置を行った場合には、児童福祉司指導を行い、その効果等に照らして、児童福祉法第28条の措置の期間を更新するための家庭裁判所の承認を求めることができる。親権者の同意により施設入所等の措置がとられる場合には、児童福祉司指導でなくとも効果が期待できる場合もあるが、児童福祉司指導をとることも含め、効果的な対応に努めることが求められる。

(3) 継続的な安全確認の実施

継続指導中または児童福祉司指導中のケースについては、終結に至るまで継続的に児童の安全確認を実施する。特に、夏休み等の長期休み時には、学校での安全確認が困難な場合もあることから、家庭訪問や通所等の方法を積極的に活用して安全確認を行う。長期休み明けにも、学校と連携して安全確認を実施することが重要である。

(4) 援助効果の評価

在宅における援助で第一に留意すべきことは虐待の再発予防である。そのためには、市町村・児童相談所は、地域におけるモニター体制を整えるとともに、適宜リスクアセスメントシートを活用して援助効果の評価し、繰り返しアセスメントして援助の内容や量、組合せを見直す。

(5) 養育行動の改善への働きかけ

保護者の養育行動の改善について働きかけることが必要である。したがって、支援機関の家庭訪問を受入れる、児童相談所に通所するなどが可能なケースが在宅における援助ケースの中心である。

虐待の発生には、家庭内の様々な事情が重なっていることが多く、総合的あるいは重層的な援助が必要である。援助に関わる関係機関のそれぞれの役割を具体的に設定するとともに、それぞれの援助の調整が必要である。（たとえば、経済的支援や住宅問題・就労問題への手当て、医療機関への受診促進、保育所利用、家事支援等）

(6) 虐待の再発防止

顔面や頭部に、とりわけ乳幼児に新たな傷を発見した場合は、虐待の再発を疑い、速やかに援助方針会議／ケース検討会議を開催して、一時保護・児童相談所への送致を含め今後の対応を協議する。

また、DV（父母間の支配-被支配関係）が疑われる家庭において、被害を受けていると思われる保護者（DV被害者）に被害の自覚がない（希薄な）場合やもう一方に逆らえない状態にあると思われる場合、無気力にみえる場合などは、リスクが高い状態が長期間継続することを認識し、注意を払う必要がある。市町村や児童相談所は、虐待の再発を防ぐために、子どもだけでなくDV（父

母間の支配-被支配関係)についても継続して注意し、被害を受けていると思われる者(DV 被害者)へのDV 例の教示やDV 相談の勧奨等によりDV 相談機関につなげるよう努めるとともに、状況に応じて、再度アセスメント等を実施し、援助方針を再検討することも必要である(なお、DV 被害者及び子どもの安全確保のため、DV 例の教示・相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある)。

児相**保護者との関わり**

- ① 児童心理司は、子どもへの関わりやケアはもちろん、保護者との関わり等においても重要な役割を果たす。また、子どもや家族への支援の組立てや説明を工夫したり、市町村など地域への説明や助言を行うために協議の場にも出向いたりするなど、児童福祉司と児童心理司が協働することが一層、支援の質を向上させる。
場合によっては一時保護課職員も参画することが望ましい。
- ② 必要に応じて児童福祉司指導(児童福祉法第27条第1項第2号による措置)をとると、在宅指導に一定の強制力を与える効果が期待できる。保護者には措置決定通知書を送付し、併せて当該市町村にも連絡する。
- ③ 保護者が児童福祉司指導に従わない場合は知事による勧告により、さらに児童相談所の指導に従うよう、強力に働きかけることができる。(児童虐待防止法第11条第3項)本県では、この知事勧告は児童相談所長に事務委任されている。

児相**在宅援助のプログラムの作成**

- ① 児童相談所の介入的な姿勢に不満を申立てる保護者も、内心は子育ての方法に悩んでいたりと、子どもの問題をなんとか解決したいと考えていたりする場合もある。その場合、児童心理司や一時保護課職員が持っている、その子どもに関する詳細で具体的な情報はもちろん、子育てや児童心理の一般論に関心を示すことも多い。保護者面接では、児童福祉司だけでなく、担当児童心理司や保育士、児童指導員あるいは診断指導課長や一時保護課長の同席面接により、保護者の思考パターンやこだわり、その他の側面を明らかにすることが可能になることがある。それにより、保護者の抱えている課題や肯定的な側面(強み)もアセスメントすることができる。
- ② 在宅援助のプログラムを作成する上では、子どもの心理診断や行動診断に基づいた内容を含むことにより、より実効性が期待できる。各職種のそれぞれの得意分野を生かし、プログラムを視覚的な表現で作成するなど保護者へわかりやすく提示することを心がける。
- ③ 援助方針の策定にあたっては、できるだけ子どもや保護者等の当事者の参画を求める。家族参加型ネットワークセッション(〇〇ちゃん応援ミーティング)などを活用し、プログラムやケアプランを保護者とともに作成する方法は、よりその実効性が高まることが期待される。

3. 虐待の再発予防

虐待の再発予防には、保護者の養育行動の具体的な変容と共に、子どもの安全が担保される具体的な仕組みが必要である。そのため、虐待の発生要因を考慮しながら援助の内容、ネットワークの

組み方を決める。

① 生活、経済面に関わる支援

生活保護

就労支援

各種手当申請援助

住宅問題、債務問題への支援

② 子育て支援

各種母子保健サービス

母親グループ

保育所利用 ⇒ 児童相談所は入所への配慮について市町村へ通知することができる

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイなど) } ⇒ 児童相談所は、事業の活用について、市町村に通知することができる

養育支援訪問事業

③ 保護者の認知や養育姿勢改善の支援

ペアレント・トレーニング (コモンセンス・ペアレンティング他)

個人カウンセリング

ピア・カウンセリング

精神科医療機関や民間心理相談室

④ 精神疾患、依存症に関する支援

市町村精神保健担当部署、医療機関、健康福祉センター、セルフヘルプグループ

⑤ DV 被害者への対応

DV 被害者本人が支援を希望した場合、DV 相談機関に繋ぐ (支援を希望しない場合、緊急時の対応等を伝える。)

⑥ 子どもの障害や特徴に応じた支援

子どもの性格や発達に関する心理・医学診断及び助言指導

療育機関の利用

⑦ その他

家庭内で表面に出ていない問題がある場合や複数の問題がある場合には、併せてそれらに焦点を当てた援助が必要である。たとえば、DV、アルコール・薬物などの嗜癖問題、きょうだいの家庭内暴力、障害児者・高齢者介護などへの援助

参考 在宅指導の条件

- 虐待が生じている家庭において子どもを分離せず在宅で援助していくためには、その前提として以下のような条件が必要である。
 - ① 子どもの安全についての重大・深刻な危険が否定されるか、子どもの安全についての問題が軽微である。
 - ② 関係機関の間で「在宅で援助していく」ことが可能であるとの共通認識がある。
 - ③ 家庭内にキーパーソンとなり得る人がいる。(少なくとも面接等により信頼できる人物であると判断できる。)
 - ④ 子どもが幼稚園や学校、保育所などの所属集団へ毎日通っており、継続的に子どもの状況確認が可能であるか、保護者が子どもの状況確認に協力することが十分に期待できる。
 - ⑤ 保護者が定期的に相談機関に出向くか、民生委員・児童委員(主任児童委員)、家庭相談員、保健師、児童相談所職員等の、援助機関の訪問を受入れる姿勢がある。
 - ⑥ DV(父母間の支配-被支配関係)が疑われる場合は、被害を受けていると思われる者(DV被害者)がDV被害等に自覚をもってDV相談機関等に繋がっていないならば、少なくとも、児童虐待対応部門からDV被害者にDV例の教示やDV相談の勧奨等を行っておく必要がある(なお、DV被害者及び子どもの安全確保のため、DV相談勧奨等を行う際は、情報の管理に十分留意する必要がある)。

重要! 在宅による援助の留意点

- 子どもの安全確保、家庭状況の変化の把握、子どもの精神的健康の保持等のために、市町村・児童相談所が子どもの通う幼稚園や学校、保育所等との連携を保つことは欠かせない。ただし、これらの機関と保護者との信頼関係を損なうことのないよう配慮が必要である。
- 市町村の要保護児童対策地域協議会などを活用することにより、様々な機関が関わるのが可能となるが、協議会が有効に機能するためには相互の役割と連絡体制等に関する綿密な確認が必要となる。
- 子ども虐待の再発、拡大を防ぐための家庭援助にあたっては、家庭の状態やニーズに応じて市町村・児童相談所の継続指導以外に、子育て支援メニュー(育児相談、ファミリーサポート、レスパイト・サービスなど)、生活支援メニュー(生活保護、ヘルパー派遣など)や必要に応じ精神科クリニック、民間心理相談室等の社会資源など重層的な支援メニューを提供することが望ましい。
- 子どもの安全確保について保護者がいくつかの方策を提示し、在宅支援を決定した場合でも、その約束が履行できなかった場合の市町村・児童相談所の対応を要保護児童対策地域協議会などの場であらかじめ合意しておく、その後の対応が後手に回ることを防ぐことができる。保護者とも共有できることが望ましいのは言うまでもない。
- 在宅による援助ケースと判断した場合でも、子どもや家庭の状況は日々刻々変化するものであると認識することが必要である。保護者があれこれと理由をつけて子どもと会わせないなどして、関係する機関が子どもの状態を直接把握できない事態が続く場合は、悪い兆候として捉え、強制的な介入を検討しなければならないという視点が必要である。
- 在宅指導中に子どもに新たな傷(特に、首から上の傷は小さいものでも要注意)を発見したときは、緊急会議を開催し、今後の対応を協議することが必要である。
- 顔や頭に傷がある場合は、全身を観察し、その他の部位の傷の有無を確認することが必要。